

事業主様

令和7年8月
伊勢労働基準協会長
共催：松阪労働基準協会

特定粉じん作業に対する特別教育の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて表題の件、労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条に基づき、事業者は常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対して特定粉じん作業(粉じん則別表第2)に係る特別教育を行わなければならないとされています。

今回、当協会が事業者に代わりまして、下記により特別教育を実施する事といたしましたので、【*アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断作業 *研削砥石(グラインダー)を用いて行う金属などの研磨作業、 *岩石、鉱物などの掘削、裁断、彫り作業等々】当該労働者を受講させて頂き、粉じん障害防止や自身の健康管理について認識を高めて頂きます様ご案内いたします。

敬具

—記—

- 日時 令和7年12月17日(水) 午前9時30～午後4時00分
- 場所 三重職業能力開発促進センター
「ポリテクセンター伊勢」 A3研修室
伊勢市小俣町明野685 TEL0596-37-3121
- 科目 ① 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
② 作業場の管理
③ 呼吸用保護具の使用の方法
④ 粉じんに係る疾病及び健康管理
⑤ 関係法令
- 定員 40名 定員になり次第締切ります。
- 受講料 会員：8,800円(受講料8,000円 10%対象・消費税800円)
非会員：11,000円(受講料10,000円 10%対象・消費税1,000円)
※テキスト含む
- 修了証の交付 全課程修了者に修了証を交付します。

7. 申込方法

別紙の申込書にて当協会にお申し込み下さい。（申込書 FAX 可）

（1）受講費用は、申込締切日までに下記に振込頂くか直接ご入金お願いいたします。

（振込みの場合の手数料は、教育申込者ご負担でお願いいたします）
尚、振込金受取書にて領収証に代えさせていただきます。

振込先	三十三銀行 八間通支店（普通）0 3 5 8 3 2 5
	口座名義 伊勢労働基準協会

※適格請求書が必要な場合は申込書にチェックを入れて下さい。
申込のアドレスに送信します。

（2）受講票は、受講費用のご入金確認後、FAX にて返信させていただきます。

* 複数の場合は該当者に応じて返信させていただきます。

8. 申込締切日 令和7年12月3日（水） 期日前でも定員になり次第締切ります。
また、申込締切日以後の取消しについては、受講料をお返しいたしません。

< 会場案内図 >



近鉄明野駅から徒歩10分、国道23号線「東大淀町」交差点から約1.6km